

## 国際人道法について（ジュネーブ条約を中心に）

日本赤十字社大阪府支部

事業課長 神谷 尚孝

ジュネーブ条約は赤十字条約とも呼ばれ、条約の歴史はそのまま世界の赤十字の歴史でもあります。

日本赤十字社は、1877年(明治10年)に創立された博愛社がその前身となっています。その後、1886年(明治19年)に日本政府がジュネーブ条約に加入したことに伴って、翌1887年に名称を日本赤十字社と改称し、現在の日本赤十字社は、昭和27年に制定された日本赤十字社法に基づいて設置された法人です。

日本赤十字社は、全世界185の赤十字・赤新月社の一員として、国内外を問わない災害救護活動を始め赤十字病院・血液センター・社会福祉施設・看護大学（専門学校）の運営やボランティア活動の組織化と活動の支援、救急法を中心とした命を守る講習事業など幅広く展開していますが、全ての活動の原点はジュネーブ条約（1864年、1949年）によります。

また、予てから日本政府に加入を進言していた1977年のジュネーブ条約第1及び第2追加議定書については、今回セミナーのテーマでもある国民保護法の成立に併せ、2004年8月31日に加入したことはたいへん意義深く、この機会により多くの国民の皆さんに国際人道法の根幹をなすジュネーブ条約を正しく理解いただくことが世界の赤十字社の願いでもあります。

### 1. 国際人道法とは

国際人道法と言う名の法は無く、戦争や内戦などにおける武力紛争の際に適用されるジュネーブ諸条約を中心とする国際慣習法を総称した名称として1970年代から使われている。

### 2. 国際人道法の目的

武力紛争のもたらす不必要的犠牲や損害を防止し、敵対（戦闘）行為に参加しない全ての人を保護することを目的としている。

### 3. 国際人道法に属する代表的なもの

- ジュネーブ条約（1864年、1949年、1977年、2005年）
  - 武力紛争犠牲者の保護
- ハーグ条約（1868年サンクトペテルブルク宣言、1907年ハーグ陸戦規則～）
  - 戦闘方法・武器の使用の制限等を規定

- 文化財保護条約（1954年）
- 生物毒素兵器禁止条約法（1972年）
- 環境改変術敵対使用禁止条約（1976年）
- 特定通常兵器禁止制限条約（1980年）
- 対人地雷禁止条約（1997年）

#### 4. ジュネーブ条約の発展と歴史

- 陸戦における傷病者保護の条約 1864年
- 海戦傷病者、難破者保護の条約 1899年  
— 第1次世界大戦の終結（1919年）—
- 捕虜の待遇改善の条約 1929年  
— 第2次世界大戦の終結（1949年）—
- 文民保護の条約 1945年
- 1949年8月12日ジュネーブ4条約（全429条）が成立  
— ベトナム戦争の終結（1975年）—
- 1977年 2つの追加議定書
  - 國際的武力紛争の犠牲者保護に関する第1追加議定書（全102条）
  - 非國際的武力紛争の犠牲者保護に関する第2追加議定書（全28条）

#### 5. 赤十字標章等について

##### (1) ジュネーブ条約に定義された標章

現時点では、赤十字、赤新月（せきしんげつ）、赤のライオン及び太陽の3つ標章があり、赤水晶（あかいクリスタル：仮称）の標章の追加が予定されている。

##### (2) 赤十字標章等の役割（意味）

赤十字標章等は、平時においては使用する団体（赤十字社、赤十字病院など）や個人（赤十字社の職員、ボランティアなど）を示す「表示」として使用されているが、戦時（武力紛争地域）では、特別に保護される対象者（医療、宗教者）、建造物（病院など）、区域（中立地帯など）を守るための「保護」の標章としての役割をもつ。

##### (3) 赤十字標章等の濫用、誤用の禁止

赤十字標章等の役割（意味）で示したように、戦時における特別な保護標章としての役割が敵味方の区別なく担保されるためには、平時から使用することについての意味を理解しておく必要がある。

##### (4) 赤十字標章交付、管理権限

平時においては、自衛隊の衛生部隊については「防衛庁訓令による幕僚長権限」により防衛庁が、また、自衛隊以外については「赤十字標章、名称の

使用制限に関する法律」（昭和 22 年 12 月 10 日法律第 159 号）により日本赤十字社が交付、管理権限を持ちますが、有事（武力紛争の事態認定がなされた場合）においては同法律の第 3 条（傷者又は病者の無料看護に専ら充てられる救護の場所を表示するために、白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽の標章を用いようとする者は、日本赤十字社の許可を受けてこれを用いることができる。）が運用停止となり、管理権者は厚生労働省、知事、政令市長がこれに代わる。

従って、日本赤十字社の施設であっても、武力紛争が行われている地域では赤十字標章を表示できない場合がある。

たとえば、診療機能を有していない支部の社屋、社会福祉施設、看護大学など。

#### 5. 国民保護法における日本赤十字社（指定公共機関）の役割

有事の際に、避難住民に対する救援への協力として、医療救護、救援物資の備蓄と配分、外国人の安否調査、血液製剤の供給等を遂行するため、「日本赤十字社国民保護業務計画」及び全国の都道府県支部では「日本赤十字社支部国民保護救護計画」を平成 17 年度に策定し体制を整えている。